

福島県情報公開条例等の改正の概要

H21.3.24

文書法務課

1 開示請求権者の見直し

「何人」も開示請求をすることができるようになりました。
(条例第 5 条関係)

2 任意開示申出の廃止

県外の方など、これまで開示請求権がない者に対し認めていた「任意開示申出」の制度を廃止しました。(条例第 3 2 条関係)

3 様式〔開示請求書〕の見直し

開示請求権者の見直しに伴い、開示請求書の様式を変更しました。
(規則第 2 条、様式第 1 号関係)

4 施行期日

公布の日 (平成 2 1 年 3 月 2 4 日) から施行しました。
(条例附則第 1 項)